

1. 保護者の同意が得られないときの施設入所の手続き

里親委託や施設入所等について、保護者が同意しない場合は、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置をとることができる。

(1) 千葉県社会福祉審議会の意見聴取(児童福祉法第27条第6項 施行令第32条第1項)

児童相談所は子どもの里親委託や施設入所が適当と判断した場合、子どもと保護者に十分な説明をし、理解と同意を得ることが望ましい。保護者の同意が得られない場合は、児童相談所の判断の妥当性について、客観的な評価を得るため「千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童処遇部会」(以下、「処遇部会」という。)の意見を聞くことが望ましい。児童相談所はその意見を参考として、親子分離が望ましいと判断したときは、家庭裁判所に児童福祉施設への入所等の承認を求める申立を行う。

重要！ 同意について

- 同意とは「意に反することが明白でない場合」のことであり、積極的に望むことを求めなくてもよい。
- 親権者の方でも反対している場合は児童福祉法第28条の申立が必要である。
- 児童福祉法第28条の申立が承認されない場合でも、家庭裁判所が親権者と児童相談所の間にに入ることにより、家庭裁判所の調整機能を活用して、保護者との一定のルールの取決めができる場合もある。
- 他の理由による施設入所には同意しているが「虐待」を理由とすることを否定する場合は、児童福祉法第28条の申立ができる。入所後の引取り要求を未然に抑止し、児童相談所の提示するプログラムへの協力を促す効果がある。

(2) 家庭裁判所への申立(児童福祉法第28条)

児童福祉法第28条の手続きは、親権者の親権や未成年後見人が子どもに持つ権限のうち「監護権」、「居所指定権」を制限するなど、親権等を部分的に制約する措置である。

法第28条の規定による施設入所や里親委託の措置期間は、措置を開始した日から2年を超えてはならない。児童相談所はその間、親子関係の支援調整に向けて、保護者に対する指導や、施設及び里親に措置された子どもの訪問面接等に努める。

参考 児童福祉法第28条の申立 「子どもの福祉を害する」とは（福祉侵害性）

- 法第28条第1項の中核的要件は、「子どもの福祉を害する」であると解されており、「虐待」「著しく監護を怠る」ことの主張・立証にこだわる必要はない。福祉侵害性は、多様化する家族のあり方に応じて柔軟な解釈のできる一般条項として理解してよい。
- 法第28条についての家庭裁判所の審判例を整理した文献(「児童福祉法第28条第1項第1号の家庭裁判所の承認について」家庭裁判月報第50巻第4号)によると、申立の6割について虐待、福祉侵害等を認定して、本条を認容しているが、その中で虐待そのものがあったと言いたった例は少なく、身体に危害が加えられたと思われる事例でも、福祉侵害を認定している例が多い。家庭裁判所は、虐待の事実の有無を認定するよりも、入所等措置の承認ができるかどうかを判断することがより重要であることから、少なくとも子どもに対する福祉侵害がある、措置権行使の事態にある等の認定をしていると考えられる。

(「子ども虐待対応の手引き」をもとに改訂)

ア 家庭裁判所への申立の要件(児童福祉法第28条)

- 虐待の存在の証明が困難な場合であっても、現在、保護者に監護させることが子どもの福祉を著しく侵害する状況であること。
- 保護者にその子どもの監護を任せておいたのでは将来子どもの福祉を損なうおそれがあること。

イ 家庭裁判所への申立の手続き

児童相談所は、下記の手続きに従い、家庭裁判所に児童福祉施設への入所等の承認を求める申立を行う。裁判に係る書類は原則として開示されることから、日ごろから、開示が原則という認識で記録を作成する。また、申立に際しては事前に千葉県児童虐待対応法律アドバイザー制度を活用して弁護士の助言を得るなどして、適切に対応する。

- ① 家庭裁判所への申立者は、都道府県知事又はその委任を受けた児童相談所長であり、管轄は、子どもの住所地の家庭裁判所である。
- ② 申立書には、申立の趣旨及び事件の実情、施設入所若しくは里親委託措置が適切である理由を明確に書く。申立費用として、収入印紙代と郵便切手代がかかる。

【申立書の添付書類】

- ・児童記録票
 - ・医師の診断書
 - ・受傷部位の写真
 - ・警察など関係機関からの通告書、意見書
 - ・子どもに係るケアプログラム
 - ・施設入所後の家族関係支援調整の計画などの書類
 - ・各種証拠書類
 - ・戸籍謄本、住民票（親権者・後見人等、子ども本人）
 - ・児童相談所長の在職証明書
 - ・その他の添付資料
- ③ 審判の迅速性のために、いつどのような事件を申し立てる予定かなど、家庭裁判所との連携をあらかじめとり、機関同士の連携を図ることが有効である。しかし、裁判所は申立があって初めて判断する機関であることを理解し、何らかの言質をとることを望むのは適切でない。
- ④ 繁密に家庭裁判所と連絡をとり調査への協力や必要な資料の追完などによって迅速な審理に協力し、子どもの福祉の観点から適切な時期に結果が得られるよう努めることが必要である。
- ⑤ ケースによっては、審判の過程において一定期間、児童相談所が保護者指導を行い、その結果に関する報告・意見を求められることもある。
- ⑥ 家庭裁判所は、児童相談所に対して保護者への指導措置勧告を行うことができる。児童相談所は「家裁から勧告されたので〇〇の指導を行いますので、従ってください。」と支援プログラムなどを示して保護者に言うことができる。このような勧告を希望する場合は、その旨を申立後、上申書により家庭裁判所へ伝えることが必要である。

ウ 措置期間の設定

児童福祉法第28条による措置期間は2年を超えてはならず、この間、児童相談所は家族関係支援を図り（ケースにより、必ずしも家族との交流を図るとは限らない）、子どもが安全で安心感が確保された良好な環境で生活できることを重要視し、保護者に対する指導や施設入所若しくは里親委託された子どもの訪問面接等に努めなければならない。2年の期間制限は、児童福祉法第28条の規定による措置を対象とするものであるため、措置開始後に保護者が措置に同意し、保護者の同意に基づく措置に変更した場合には制限は及ばない。

エ 措置期間の更新

措置期間は2年を超えてはならないが、保護者に対する児童相談所を始めとする関係機関の指導や支援状況及び達成効果を十分に吟味し、措置を解除したら、保護者が子どもに再度、虐待等を行い、子どもの福祉を害するおそれがある場合は、家庭裁判所の承認を得て、措置期間を更新する。

更新の手続きをする際には、処遇部会に意見を聞くことが望ましい。児童相談所はその意見を参考にし、入所継続が望ましいと判断した場合は、家庭裁判所の承認を得るために更新手続きをする。

重要！ 更新手続きの留意点

- ① 期間の更新の申立については、保護者に十分な説明を行うことが望ましい。家庭裁判所の審理及び審判の確定には2～3か月程度を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立を行う。
- ② 原則として、子どもの住所地がある家庭裁判所に申立する。（子どもの福祉の観点から、入所審判を行なった家庭裁判所に申立することもできるが、事前の協議が必要である。）家庭裁判所は施設入所及び里親委託の措置更新の申立があった場合には、保護者に対する指導に関する報告及び意見を都道府県知事（児童相談所長）に求め、当該申立に関する子ども及びその保護者に関する資料の提出を求めることができることになっている。
- ③ 申立に際し、家庭裁判所から求められる資料
 - ・ 施設入所措置をとったときの資料（児童記録、指導経過記録）
(更新時も同じ家庭裁判所への申立ならば必要なし。)
 - ・ 施設入所時の保護者指導計画及び子どもの自立支援計画
 - ・ 施設入所後の保護者指導及び子どもの自立支援の経過、状況
 - ・ 保護者指導の経過と結果、保護者の現状及び子どもの現状
 - ・ 戸籍謄本（親権者・後見人等、子ども本人）
 - ・ 住民票（戸籍謄本と同様）
- ④ 申立書作成時の留意点
更新時の申立書は入所審判時と同様に、主旨を明確に書き、証拠書類一覧表、関係者一覧表を添付する。2ページにわたる場合は契印を押す。

2. その他の法的対応

(1) 親権停止・喪失・管理権喪失宣告審判(児童福祉法第33条の7)

親権者の親権の不適切な行使が改まらず、子どもの福祉を護りがたい場合は、児童相談所長は家庭裁判所に対して、親権停止・親権喪失・管理権喪失の審判の請求を行うことができる。

保護者が子ども等に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合には、親権停止審判の請求を行う。

これまで、性的虐待を繰り返していた父親、嫌がる子どもを施設から連れ帰った父母に対して親権喪失宣告が認められたことがある。

また、親権喪失等の宣告審判に至るまでの間にも、親権の濫用が予想されるなど親権の行使を制限する必要があるときには、保全処分により、親権行使を一時的に停止し、職務代行者を選任できる規定がある。(家事事件手続法第174条) ただし、一時保護中及び里親委託中は児童相談所長が、施設入所中は施設長が親権代行者となり得るため、職務代行者の選任は必須ではない。

親権喪失等の宣告後も、その原因であった事由が消滅し、親権・管理権の回復が適当である場合には、取消し請求を行うことができる。(民法第836条) なお、親権が否定されても、親権以外の権利義務、すなわち子どもの婚姻に関する同意権(民法第737条)、扶養義務(民法第877条)、相続権(民法第887条)は存続する。

(2) 親権者の変更、指定

両親が離婚する場合には、子どもの親権者を定めなければならない。(民法第819条第1項第2項) 離婚に至るまでの過程で、一方の親の子どもに対する虐待が認められる場合など他方を親権者として指定する大きな理由になる。また、両親が離婚した後に、親権者となつた片方の親が虐待していた場合など、子どもの利益のため必要があると認められるときは、他の一方に変更することができる。(民法第819条第6項)

これらの制度はいずれも他方の親が調停、さらに審判又は訴訟の当事者になる必要があるので、その協力を得ることが不可欠である。

(3) 監護者の変更、指定

両親が離婚訴訟中で親権を争っている場合や、親権を有していない祖父母やおじ・おばなどが子どもを養育する場合で、子どもの利益のため必要と認められるときなどは家庭裁判所の審判により監護者を変更、指定することができる。

子どもが保護者から虐待を受けていた場合などで、他に監護者として適当な人物がいる場合には、その人物の協力を得て、この制度を利用することが考えられる。

(4) 審判前の保全処分

家庭裁判所において審判がなされるまでには一定の期間を要するため、審判の結論を待っていっては子どもの安全を図れない場合がある。上記の申立や児童福祉法第28条申立の審判において、緊急性を要するという申立が家庭裁判所に認められれば、保全処分が認められる。しかし、児童相談所のみの主張で家庭裁判所に判断されることになるため、子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを裏付ける証拠書類の提出が求められる。

子どもの身柄の安全確保の観点から、児童福祉法第28条の申立を行い、かつ児童虐待防止法第12条第1項の規定による面会及び通信制限が全部制限されている場合に、子どもの保護のために必要があるときは、家庭裁判所は、申立により、承認の申立の審判の効力が生ずるまでの間、保護者に対し、子どもの住所もしくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身辺につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

裁判所の発する命令は、児童虐待防止法第12条の4第1項と同じであるが、違反に対する罰則はない。

特に、一時保護委託で子どもが病院に入院しているケースなどにおいて、保護者が強引に子どもを退院、転院させるのを防ぐ効果が期待される。

(5) 人身保護請求

人身保護法は、不当に奪われている人身の自由を迅速、容易に回復することを目的とするものである。保護者が施設から子どもを連れ去ったため、児童相談所長が親権喪失宣告、保全処分を申立、選任された代行者が子どもの引渡しを求めたが応じないので、人身保護請求を申し立てたケースがある。

(6) 刑事告発

公務員は犯罪事実を発見したときは告発義務がある。（刑事訴訟法第239条第2項）児童相談所が告発する場合は客観的事実の記載に留意した告発状を整えることが必要である。特に身体的虐待は刑法の「傷害罪」「暴行罪」、死に至れば「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われる。性的虐待では、「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」「強制性交等罪」「強制わいせつ罪」「準強制わいせつ罪」「児童福祉法違反（淫行させる行為）」などに問われる。結果の重大性、行為の悪質性、子どもの意思、予防的効果の有無も含め、子どもの最善の利益の観点から判断すべきである。

また、刑事事件においては、厳正な立証を求められるため、子ども自身が警察の事情聴取を受けたり、場合によっては法廷での証言を求められたりすることもあり得るので、子どもの意見や能力を十分考慮し、児童福祉の観点から子どもを支えることが重要である。

刑事訴訟法

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(7) 住民基本台帳の閲覧等の制限

平成24年10月1日より、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、子ども虐待等の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第12条第6項）があるものとして閲覧等が拒否できるようになった。なお、申出については、児童相談所長又は該当する子どもを監護する児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業者が代理することができる。

住民基本台帳法**(本人等の請求による住民票の写し等の交付)**

第12条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあっては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載した事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

(他省略)

6 市町村長は、第1項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

(他省略)

